

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	市民自治課

契約業者名・住所	株式会社JTBコミュニケーションデザイン 代表取締役 藤原 卓行 東京都港区芝三丁目23番1号
工事等の名称	新松戸市民活動支援コーナー管理運営業務委託
工事等の場所	松戸市新松戸三丁目27番地
種 別	(大分類) 市民活動支援事業 (中分類) 市民活動支援業務
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	金1,403,967円
工事等の概要	新松戸市民センター内にある新松戸市民活動支援コーナーの利用受付等の管理運営、印刷サービスの提供
随意契約の理由	新松戸市民活動支援コーナーは市民活動を支援し、その発展に寄与するために新松戸市民センター内に設置されている施設で、無償にて貸し出しを行っている施設です。 当該コーナーの管理運営においては、施設利用に係る円滑な受付・問合せ対応等や、設置されている有料の印刷機の設備トラブル等が生じたときの速やかな対応が必要であります。 選定業者については、新松戸市民センターの指定管理者として受付業務を行い、開館日および開館時間中の間、当該センターの1階受付に職員を常駐することから施設面における管理運営に関し熟知しており、当支援コーナーについても円滑な業務を遂行できると思料されます。さらに、新松戸市民センターの避難経路の確保など、緊急時に対応する体制も整備されております。 そして、当該コーナーには、印刷機のための設置であるため、1階で受付案内を集約することができ、指定管理者が業務を行うことで、人件費・通信費等といった経費の削減に努めることが期待できます。 したがって、本業務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約とする。